

政務活動費の手引き

令和6年2月
南陽市議会事務局

目 次

第 1	政務活動費の概要	1
1	制度の目的	1
2	政務活動費とは	1
3	政務活動費の交付に関する概要	1
(1)	交付対象	1
(2)	交付額及び交付の方法	1
第 2	政務活動費の交付手続等	2
第 3	政務活動費使途基準	3
1	政務活動費を充てることができる経費の範囲	3
2	政務活動費を充てることができない経費の例	4
3	政務活動費の項目別取扱い例	5
(1)	調査研究費	5
(2)	研修費	6
(3)	広報費	7
(4)	広聴費	8
(5)	要請・陳情活動費	9
(6)	会議費	10
(7)	資料作成費	11
(8)	資料購入費	12
(9)	人件費	13
(10)	事務所費	13
第 4	参考資料	14
1	地方自治法（抜粋）	14
2	南陽市議会政務活動費の交付に関する条例	15～17
3	南陽市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則	18～26
4	南陽市議会政務活動費に関する内規	27～29
5	政務活動費に関するQ & A（参考指針）	30

第 1 政務活動費の概要

1 制度の目的

地方分権一括法等の施行に伴い、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会においてもその機能や役割は、ますます重要なものとなっている。地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、地方自治法によって、政務活動費が制度化されている。

2 政務活動費とは

政務活動費は、地方自治法第 100 条第 14 項から 16 項に規定する議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、交付の対象、額及び交付の方法並びに政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。南陽市においては「南陽市議会政務活動費の交付に関する条例」及び「南陽市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則」の規定に基づき、南陽市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、市議会における会派に交付する。

3 政務活動費の交付に関する概要

(1) 交付対象

議会における会派（所属議員が 1 人の場合も含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(2) 交付額及び交付の方法

- ① 政務活動費の額は、各月 1 日（一般選挙後の最初の月については、会派の所属議員数が確定した日。以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 1 万円を乗じて得た額とする。
- ② 政務活動費は、5 月に当該年度分を交付する。ただし、年度途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
- ③ 年度途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。
- ④ 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。
- ⑤ 政務活動費は、交付月の 10 日に交付する。（土、日、祝日の場合はその前日）

第2 政務活動費の交付手続等

交付申請

- ◆ 政務活動の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書【規則別記様式第1号（第2条関係）】を提出する。



交付決定

- ◆ 市長は、毎年度、申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書【規則別記様式第4号（第3条関係）】により通知する。



交付請求

- ◆ 会派の代表者は、政務活動費の交付日の20日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書【規則別記様式第5号（第4条関係）】を提出する。



交付

- ◆ 5月に当該年度分を交付する。
- ◆ 交付月の10日に交付する。（土、日、祝日の場合はその前日）
- ◆ 会派の政務活動費専用口座へ振込。



収支報告

- ◆ 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費収支報告【規則別記様式第6号（第5条関係）】により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費が交付された年度の翌年度の4月30日までに議長に提出する。
- ◆ 議長は、会派から提出された収支報告書の写しを市長に送付する。



残余の返還

- ◆ 会派は、交付を受けた政務活動費に残余がある場合は、その残余相当額を市長に速やかに返還する。

第3 政務活動費使途基準

1 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として、条例別表（第5条関係）で定めるものに充てることができる。

条例別表(第5条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 (資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費 (講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 (会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本費、翻訳料、事務機器リース代等)
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、賃金等)
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器リース代等)

２ 政務活動費を充てることができない経費の例

（１）交際費的経費

- ・香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- ・病氣見舞い、餞別、中元・歳暮、慶弔電、年賀状の購入・印刷、名刺印刷等に要する経費

（２）飲食経費（茶菓子代を除く）

（３）選挙活動経費

- ・選挙運動及び選挙活動に要する経費

（４）政党活動経費

- ・党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費
- ・政党活動に要する経費
- ・政党組織事務所の設置及び維持管理に要する経費

（５）後援会活動経費

- ・後援会の活動に要する経費
- ・後援会事務所の設置及び維持管理に要する経費

（６）私的活動に要する経費

- ・私的な旅行、観光等に要する経費
- ・私的な立場で参加している団体の会費や会合への参加費

（７）その他の経費

- ・社会通念上妥当な範囲を超える経費
- ・公職選挙法等の法令に抵触する経費
- ・本来の議会活動に伴う経費（本会議、委員会、全員協議会、議員派遣に要する交通費等の経費）

3 政務活動費の項目別取扱い例

(1) 調査研究費		
会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 (資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等)		
	○充てることができる経費	▲充てることができない経費
資料印刷費	・資料の印刷に要する経費	
調査委託費	・調査委託に要する経費	
文書通信費	・資料等の発送に要する経費 ※発送状の写しを添付する	
交通費	・公共交通機関(鉄道、バス、航空機、船舶)の利用に要する経費 ※実費とし、移動の手段、経路及び経費等については、社会通念上合理的なものであるとともに、その内容が確認できること ※交通費+宿泊費の合計は市の条例で定める金額を上限とする。パック料金の場合には内訳書を添付する ・レンタカー、高速道路、ETC、有料駐車場の利用料金 ※実費とし、ETCで高速道路を利用した場合、利用区間、金額、日時等が明示されている明細書又は請求書を添付する ・自家用車使用に要する燃料費 ※登録車輛に限定し、調査に要する使用燃料の実費とする ・タクシー代(調査目的のため)	・日当 ・視察先での飲食、懇親会費、食事代 ・鉄道賃におけるグリーン車輛使用の割増料金 ・航空賃における上級の座席使用の割増料金 ・公用車を利用した調査経費 ・自家用車の借り上げ料
宿泊費	・実費とし、市条例で定める「議員1泊につき、14,000円」を上限とする	
その他	・参加費、資料代 ・視察先への土産代(上限5,000円、送料込) ※1団体あたり2,500円以内 ・旅行傷害保険料、旅行業務取扱料金(旅費として支出) ・キャンセル料 公務、本人の疾病、災害が発生した場合等	・調査目的以外の美術館、博物館等の入館料、入場料等 (判例) H21. 9. 29東京高裁、H19. 4. 26仙台高裁及びH17. 4. 12大阪高裁で支出が認められている。 旅行傷害保険料 (判例) H23. 3. 8札幌高裁及びH25. 7. 26仙台高裁で支出が認められている。

(2) 研修費

会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
(講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)

	○充てることができる経費	▲充てることができない経費
講師謝金	・ 研修会等の開催に伴う講師謝金	
会場費	・ 研修会等の開催に伴う会場使用料 ※案内状、当日の資料等の写しを添付する	・ 会場として不適当な居酒屋、スナック等の酒類提供会場の会場使用料 ・ 選挙活動に伴う会場使用料 ・ 後援会が主催する会場使用料
交通費	・ 会派の議員が他団体(*1)の開催する研修等の参加経費 ◆調査研究費と同様 (*1)他団体は、会派の議員が会員になっていない団体に限る	◆調査研究費と同様
宿泊費	◆調査研究費と同様	
文書通信費	・ 研修会の開催案内に要する経費 ※案内状の写しを添付する	
参加費	・ 会派の議員が他団体(*1)の開催する研修会に参加するための参加費（出席者負担金・会費等） （〇〇フォーラム，△△政策研修会等） ※あくまでも実質的な市政及び議員の政策等に対する要望、意見の吸収が中心である場合に限る ※会議開催の案内文書など、関係する書類を添付する	
その他	・ 活動内容や実態が、調査研究活動に適うものである場合に限る	

(3) 広報費

会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費

(広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)

	○充てることができる経費	▲充てることができない経費
広報紙・報告書等印刷費	・会派が作成する広報紙、報告書等の作成経費及び会派のホームページの作成、更新経費 ※広報紙・報告書等及びホームページの中に、政務活動以外の内容が含まれる場合は紙面・記事の内容により判断し、その割合等により経費を按分して支出する ※発行責任者を明示する ※作成した印刷物を添付する	・会派以外が発行主体の場合の広報紙等の発行経費 ・政党広報紙等の印刷経費 ・選挙活動に要する印刷経費
会場費	・報告会等の開催に要する会場使用料 ※案内状、当日の資料等の写しを添付する	◆研修費と同様
茶菓子代	・報告会等における参加者への茶菓子代 ※湯茶、お茶請け程度	
文書通信費	・広報紙・報告書の発送に要する経費及び報告会等の開催案内に要する送料 ※案内状の写しを添付する	
交通費	・自家用車使用に要する燃料費の実費	

(4) 広聴費

会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

(資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等)

	○充てることができる経費	▲充てることができない経費
資料印刷費	資料の印刷に要する経費 ※資料の中に、目的以外の部分が含まれる場合は、紙面・記事の内容により判断し、その割合等により経費を按分して支出する	- 政党広報紙等の印刷経費 - 選挙活動に要する印刷経費
会場費	広聴会等の開催に要する会場使用料 ※案内状、当日の資料等の写しを添付する	◆研修費と同様
茶菓子代	広聴会等における参加者への茶菓子代 ※湯茶、お茶請け程度	
文書通信費	広報紙・報告書の発送に要する経費及び広聴会等の開催案内に要する送料 ※案内状の写しを添付する	
交通費	◆広報費と同様	

(5) 要請・陳情活動費

会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
(資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等)

	○充てることができる経費	▲充てることができない経費
資料印刷費	・資料の印刷に要する経費	
文書通信費	・資料等の発送に要する経費 ※発送状の写しを添付する	
交通費	◆調査研究費と同様	◆調査研究費と同様
宿泊費	◆調査研究費と同様	
その他	・キャンセル料 公務、本人の疾病、災害が発生した場合等	

(6) 会議費

会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
(会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)

	○充てることができる経費	▲充てることができない経費
会場費	・会議等の開催に伴う会場使用料 ※案内状、当日の資料等の写しを添付する	◆研修費と同様
資料印刷費	・資料の印刷に要する経費	
交通費	・会派の議員が他団体(*1)の開催する各種会議等の参加経費 ◆調査研究費と同様 (*1)他団体は、会派の議員が会員になっていない団体に限る	◆調査研究費と同様
宿泊費	◆調査研究費と同様	
文書通信費	・資料等の発送に要する経費 ※案内状の写しを添付する	
参加費	・会派の議員が他団体(*1)の開催する各種会議等に参加するための参加費（出席者負担金・会費等） ※あくまでも実質的な市政及び議員の政策等に対する要望、意見の吸収が中心である場合に限る ※会議開催の案内文書など、関係する書類類を添付する	

(7) 資料作成費

会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
(印刷製本代、翻訳料、事務機器リース代等)

	○充てることができる経費	▲充てることができない経費
印刷製本代	資料の印刷製本に要した経費	- 政党広報紙等の印刷製本経費 - 選挙活動に要する印刷製本経費
翻訳料	資料の翻訳に要した経費	
事務機器リース代	会派名義のパソコン、OA機器等の事務機器のリース代 ※他の活動に係る部分と併用される場合には、使用頻度等、使用実態に応じた合理的な割合で按分する ※価格や台数については、社会通念上許容される範囲であること ※リース契約書（写）を添付する	
その他	消耗品の購入 ※消耗品については、必要であると認められるものに限定する	

(8) 資料購入費

会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

(書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)

	○充てることができる経費	▲充てることができない経費
書籍購入費	・書籍、CD、DVD等の購入費 ※領収書には、名称を記入すること	・自己啓発的な意味合いのある図書、CD、DVD等の購入費 ・娯楽性が高い書籍、CD、DVD等の購入費
新聞雑誌購読料	・新聞、雑誌等の購入費 ※領収書には、名称を記入すること	・スポーツ新聞の購入費 ・娯楽性が高い雑誌等の購入費
有料データベース利用料	・会派の行う活動に必要な有料データベース利用料	・娯楽性が高い有料データベース利用料

(9) 人件費

会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
(給料、手当、賃金等)

(10) 事務所費

会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
(事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器リース代等)

第4 参考資料

1 地方自治法（抜粋）

第100条

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- ⑯ 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 南陽市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 28 日

条例第 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、南陽市議会議員の調査研究その他の活動に資する経費の一部を、議会の会派に政務活動費として交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、本市議会の会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月 1 日（一般選挙後の最初の月については、会派の所属議員数が確定した日。以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 10,000 円を乗じて得た額を交付する。

- 2 政務活動費は、5 月に当該年度分を交付する。ただし、年度途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
- 3 年度途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。
- 4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。
- 5 政務活動費は、交付月の 10 日（以下「交付日」という。）に交付する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を交付日とする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

- 第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。
- 2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

- 第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。
- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、規則で定める様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散の日から30日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の収支報告書の公開請求があった場合は、南陽市情報公開条例（平成9年条例第50号）に基づき処理するものとする。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行うなど、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月24日条例第23号）

この条例は、交付の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成20年9月19日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月19日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の南陽市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の南陽市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和３年６月２１日条例第１６号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第５条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

3 南陽市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成 13 年 3 月 28 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南陽市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して別記様式第 1 号により政務活動費交付申請書を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して別記様式第 2 号により政務活動費交付変更申請書を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して別記様式第 3 号により会派解散届を提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に別記様式第 4 号による交付決定通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第 4 条 会派の代表者は、政務活動費の交付日の 20 日前までに、市長に対し別記様式第 5 号により政務活動費交付請求書を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項に規定する収支報告書は、別記様式第 6 号とする。

2 議長は、条例第 7 条第 1 項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の提出保管)

第 6 条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者（以下「経理責任者」という。）は、条例第 7 条第 1 項に規定する収支報告書に領収書等の証拠書類を添えて議長に提出しなければならない。

2 経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 21 日規則第 20 号）

この規則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 21 日規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

政務活動費交付申請書

年 月 日

南陽市長 殿
（南陽市議会議長経由）

会派名
代表者名

政務活動費交付申請書

南陽市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会 派 の 名 称
- 2 会派結成年月日
- 3 代 表 者 名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員氏名 名（ 月 1 日現在）
- 6 交付申請額（ 年度分）
円

注意事項「5 所属議員氏名」には所属議員全員の氏名を記載してください。
記入しきれないときは、別様に記入し添付してください。

別記様式第2号（第2条関係）

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

南陽市長 殿
(南陽市議会議長経由)

会派名
代表者名

政務活動費交付変更申請書

南陽市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
代 表 者 名			
経理責任者			
所属議員数			
交付申請額(年度分)	円	円	

注意事項「所属議員数」に異動が生じた場合は、名簿を添付してください。

別記様式第3号（第2条関係）

会 派 解 散 届

年 月 日

南陽市長 殿
(南陽市議会議長経由)

会派名
代表者名

会 派 解 散 届

南陽市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり届けます。

記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

別記様式第 4 号（第 3 条関係）

政務活動費交付決定通知書

指 令 第 号
年 月 日

会派代表者氏名 殿

南陽市長 印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、南陽市議会政務活動費の交付に関する規則第 3 条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額(年額)

円

別記様式第5号（第4条関係）

政務活動費交付請求書

年 月 日

南陽市長 殿
(南陽市議会議長経由)

会派名

代表者名

印

政務活動費交付請求書

南陽市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、
下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円
ただし、 年 月分 ～ 月分

2 交付月の基準日における所属議員数 名

別記様式第 6 号（第 5 条関係）
政務活動費収支報告

年 月 日

南陽市議会議長 殿

会 派 名
経理責任者名

年度政務活動費収支報告について

南陽市議会政務活動費の交付に関する条例第 7 条第 1 項に基づき、別紙の
とおり

年度政務活動費収支報告書を提出します。

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

年度政務活動費収支報告書

会 派 名

1 収 入

政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		

3 残 額 _____ 円

(注) 支出項目ごとに支出内訳書を添付すること。

支 出 内 訳 書

支出項目

《支出項目名》

・ 調査研究費 ・ 研修費 ・ 広報費 ・ 広聴費

・ 要請・陳情活動費 ・ 会議費 ・ 資料作成費

・ 資料購入費 ・ 人件費 ・ 事務所費

No.	年月日	内 容	支 払 先	金 額(円)	領 収 書
					・ 原本添付 ・ コピー (原本は に添付)
					・ 原本添付 ・ コピー (原本は に添付)
					・ 原本添付 ・ コピー (原本は に添付)
					・ 原本添付 ・ コピー (原本は に添付)
					・ 原本添付 ・ コピー (原本は に添付)
					・ 原本添付 ・ コピー (原本は に添付)
					・ 原本添付 ・ コピー (原本は に添付)
					・ 原本添付 ・ コピー (原本は に添付)
					・ 原本添付 ・ コピー (原本は に添付)
					・ 原本添付 ・ コピー (原本は に添付)
計					

4 南陽市議会政務活動費に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、南陽市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年南陽市条例第1号。以下「条例」という。）及び、南陽市議会政務活動費の交付に関する規則（平成13年南陽市規則第1号。以下「規則」という。）に基づき交付される政務活動費（以下「活動費」という。）の、必要な事項を定めるものとする。

(経理事務等)

第2条 活動費の交付を受けた会派は、活動費の保管状況を明確にするとともに、次により保管するものとする。

- (1) 活動費の交付を受けた会派は、経理責任者を置かなければならない。
- (2) 経理責任者は、会派の代表者の収入及び支出の決定に基づき出納を行う。
- (3) 経理責任者は、交付を受けた活動費の専用口座を設け、その保管状況を常に明確にするとともに、所要の帳簿及び証拠書類等を保管するものとする。

(視察届)

第3条 先進地等調査を行う場合、会派の代表者は、調査計画書等を、議長に提出しなければならない。

(報告)

第4条 会派の代表者は、条例第7条の収支報告書に先進地等調査報告書を添え、議長に提出しなければならない。

2 報告書には調査内容、意見を明記し、合わせて調査の成果、活動等の充実に努める。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年3月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和3年6月21日から適用する。

年 月 日

南陽市議会議長

殿

会派
会長

年度 会派先進地等調査の実施について

このことについて、次により先進地等調査を実施しますので、南陽市政務活動費に関する内規第3条の規定により届けます。

記

1 期 日 年 月 日()から 日()まで 泊 日

2 場 所

3 調査目的

4 参加者名

5 日 程 別紙のとおり

年 月 日

南陽市議会議長 殿

会派会長

年度 会派先進地等調査の報告について

このことについて、次により先進地等調査を実施いたしましたので、南陽市政務活動費に関する内規第4条の規定により報告いたします。

項 目	調 査 ・ 研 修 内 容
調査期日	年 月 日()から 日()まで 泊 日
調査場所	
調査目的	
調査概要	
その他	

5 政務活動費に関するQ & A（参考指針）

全国市議会議長会のホームページの「議員専用ページ」より閲覧可能です。

<https://www.si-gichokai.jp/>